

組合員活動での新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2020年7月22日
東都生協 理事会

政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が5月25日に解除されました。これを受けた政府の対処方針では、「新しい生活様式」が定着するまでの「移行期間」を設け、感染状況を確認しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとしています。しかしながら、東京における感染者推移は7月に入り緊急事態宣言期間中を上まわる推移で増加しており、先の見えない状況は継続しております。

東都生協は感染拡大防止の観点から3月より組合員活動を休止してきましたが、現状も踏まえた上で政府が示す「新しい生活様式」に準じた活動を進めていくために、9月からの活動再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを設けました。本ガイドラインの適用期間は当面とし、状況に応じて見直すものとします。引き続き、感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

■はじめに

本ガイドラインは、組合員活動の再開に当たって、厚生労働省の「新しい生活様式」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を実施していただくためのものです。いのちとくらしを守るため、東都生協は参加者の健康と安全を最優先した活動を進めます。

1. 会議や企画開催時の感染防止基本事項【共通】

(1) 「3密」(密集・密接・密閉)の回避

- 1) 「密集」を避けるために、参加人数を減らして開催する。人数制限を設ける。
- 2) 「密接」を避けるために、人と人との距離は2メートル(最低で1メートル)の間隔を空ける。
- 3) 「密閉」を避けるために、換気が可能な会場とし、1時間に10分程度の換気を行う(ドアや窓の開閉)。
- 4) 開催時間はできるだけ短くし、最長でも2時間以内とする(休憩含む)。
- 5) 各種会議は、非対面でのWeb会議・メール・チャットなど、セキュリティ対策に十分留意した上で開催することを推奨する(組合員活動委員会は除く)。

(2) 感染防止に向けた対応事項

1) 企画募集案内事項および参加者の実施事項

- ・健康チェック表の提出が必要であることを事前に伝える(受付時記載を含む)。
- ・症状がなくてもマスクを着用し、せきエチケットを徹底する。マスクは各自で用意してもらう。
- ・万が一感染者が発生した場合には、必要に応じて「参加者名簿」ならびに「健康状態チェック表」を保健所などの公的機関へ提出することを周知する。
- ・開催会場へ向かうために公共交通機関などを利用する際には混雑時を避けるように案内する。
- ・会話をする際は、できる限り真正面を避ける。
- ・スリッパが必要な会場は、各自が持参することを基本とする。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うよう案内する。
- ・参加後、帰宅した際に手洗い、うがい、洗顔を案内する。

2) 企画運営者の実施事項

- ・手指消毒、机・椅子・機器などのアルコール消毒を行う。
- ・食事・試食・会食を伴う交流会・懇親会などは実施しない。個包装された物の持ち帰りは可能とする。持ち込み飲料の利用は可能とする。
- ・状況に応じて、非接触型体温計で参加者全員の検温を実施し、発熱者には入場制限を設ける。
- ・共有物(ドアノブなど)と参加者の手が触れる場所は1~2時間ごとに消毒を実施する。
- ・発生したごみは、密封して持ち帰る。

3) 参加をご遠慮いただく場合の要件

- ・当日検温していない方。
- ・当日家を出る前の体温測定で、37.5度以上の発熱症状のある方。
- ・風邪の症状のある方（軽度であっても、せき・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・体調が良くない場合。
- ・感染が確認されている海外地域や国への訪問歴が14日以内にある方。
- ・感染が確認されている海外地域や国からの来訪者との濃厚接触が14日以内にある方。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。

※「生協の行事参加組合員のための行事保険」は、事故やけがに対応する保険です。新型コロナウイルス感染など、感染症や疾病に対しては保険の適用外となります。

2. 主催者としての対応

- ・主催者は、参加者・関係者の安全と健康に留意し、「1. 会議や企画開催時の感染防止基本事項」に沿って開催する。
- ・参加者が公共交通機関を使用する場合は、混み合う時間帯を避けるなど、時間設定を工夫する。
- ・「学習会・講習会での新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(p.19) に準じた対応を行う。

3. 産地・交流訪問

「3密」が避けられない点を考慮し、2020年度の開催は中止とする。

4. 開催が可能な企画

条件が整えば、下記が開催可能。

- ・ものづくりの企画（食べもの以外）
- ・テーマ活動（環境・平和・福祉・くらし・食と農）に関する講座（説明のみ）
- ・産地・メーカー講師による学習会・講習会（説明のみ）
※「学習会・講習会での新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(p.19) 参照
- ・「東都人材バンク」「ワーカーズ・コープ」や東都生協の常勤役職員を講師とする学習会・講習会（説明のみ）
※「学習会・講習会での新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(p.19) 参照

5. 当面開催を休止する企画

- ・食事・試食・会食を伴う交流会・懇親会などの企画
- ・運動や合唱など飛沫感染が起りやすい企画
- ・東都生協および関連施設見学
- ・産地・メーカー交流訪問

6. 保育ママ制度の利用

組合員同士の助け合いの観点から、保育の現場では「3密」が避けられない点を考慮し、利用休止とする。